

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 行政経営企画室

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
指定管理の状況	(32)選定委員が公平な評価を行っているか疑念を抱かれないように(指摘1) 指定管理者選定委員のなかに、応募者である(公財)体育協会の理事でもある滋賀県教育長の部下が含まれている。これでは、選定委員が公平な評価を行っているかどうか、県民から疑念を抱かれる可能性がある。 実質的に公平な評価が行われていることは当然としても、それに対して県民の疑いを招かないような選定委員の構成としなければならない。具体的には、選定委員のうち滋賀県職員の人数を条例上最低限の1名に抑えることが考えられる。これについては現に1名となっているところである。 ただし、条例上は選定委員に滋賀県職員が入ることとされているが、他府県においては1名も入らないという例もある。今の運用で透明性確保が十分であるかどうか検討を願いたい。	指定管理者選定委員会については、平成18年度の制度導入以降、各施設の特性や業務内容に応じた専門知識を持つ外部委員に加えて、指定管理施設の安定的な管理運営を確保する観点から、当該施設の状態を熟知する県職員も委員として運営を行ってきた。 しかしながら、ご指摘を踏まえ、より透明性を高める観点から、他府県の状況も鑑みて、平成28年度に附属機関設置条例を改正し、選定委員会の委員構成を外部委員のみに改めたところ です。

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 行政経営企画室

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
その他	(70) 指定管理制度で実施する事業の評価について (意見38) 滋賀県が行う事業について評価を行う場合には、指定管理者が管理する施設についても事業全体としてのコストを把握し、事業の実態を適切に評価することが望まれる。	指定管理者の募集における指定管理料の参考額の積算に当たっては、これまでから過年度の収入および支出の状況を把握したうえで、コスト面での精査・検討を行っています。また、毎年度、県が実施するモニタリングの中で、指定管理者が行う事業の実施状況や管理運営の実態について確認し、必要な改善を図ることにより、県民サービス向上にも努めております。 さらに、平成28年9月には、より一層適切な管理運営を確保する観点から、「モニタリングマニキュアル」を策定し、モニタリングの充実・強化を図ったところです。 今後、指定管理者制度の目的である県民サービス向上および経費縮減の効果が一層発揮されるよう、マニキュアルも活用しながら、事業の実施状況のより適切な把握・評価に努めてまいります。

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 財政課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
固定資産管理の状況	(46) 目的外使用における使用料等の未収リスクへの対応について (指摘23) 施設の目的外利用の契約をする際には、使用料や原状回復費用が未収となるリスクに対応するため、新しく許可をする場合(更新を除く)には、営業保証金を徴収する方法を含めて検討していく必要がある。	行政財産の目的外使用許可(以下、使用許可という。)に伴う使用料は、地方自治法に基づき条例で定めることにより徴収根拠があり、その法的性格は使用許可に対する反対給付として徴収されるものとされていますが、営業保証金という名目で使用許可の反対給付の性格をもたせて徴収することは、地方自治法の規定に反することとなります。 使用許可とは別に契約行為により営業保証金を徴収する方法についてですが、他府県の事例や本県の現状を踏まえれば、まずは、使用料については、前納による未収リスクの回避、原状回復費用については、使用許可条件の中での原状回復義務の徹底により解決されるべきものと考えます。 このような観点から、引き続き業者選定および原状変更の承認を慎重に行うことおよび使用料の前納を徹底することについて、平成29年1月26日付けの使用許可における留意事項の中に新たな項目として加え、周知徹底を行ったところとします。

